

令和8年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル事業 業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という）が発注する令和8年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル事業におけるコンサルタント業務（以下「委託業務」という）を受託する者（以下「受託者」という）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少により介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護事業所における生産性の向上は喫緊の課題となっている。

そこで介護サービス事業所職員の事務負担の軽減を図るため、「ケアプランデータ連携システム」を活用し、今後の本県のモデルとなる介護事業所の姿を示すことで、他の事業所・地域に当該システムの利用促進を進めていくことを目的に当事業を実施する。

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

3 受託者の業務

(1) モデル事業所への支援業務

受託者は、県内の高齢者入所事業所の中からモデル事業所として県が選定する7モデル地域（予定）に対して、生産性向上の観点から以下の業務を行うものとする。なお、受託期間中、適宜中間報告を行うこと。

- ア 課題分析
- イ 業務改善策の検討
- ウ 業務改善策の遂行
- エ 効果検証
- オ 実績報告書の作成支援

(2) その他の業務

ア 事業所見学会への参加

受託者は、モデル事業所が開催する事業所見学会に、必要に応じて助言等を行うことにより協力する。なお、受託者は各モデル事業所の見学会に最低1回は参加し、協力することとする。

イ 実績報告書の作成

受託業務の実績をまとめ県に報告する。

4 留意事項

(1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。

(2) 事業の実施に当たっては県と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに協議を行い、改善策を検討すること。

- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託期間が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書及びその他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は県に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。

なお、本業務に当たっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

- (9) この仕様書に定めのない事項は、県、受託者協議し、決定するものとする。